

回 覧 平成29年7月1日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|---|-------|---|
| <お詫びと訂正> | 表紙 | ◆「がん検診のご案内」ハガキの内容に誤りがありました |
| <募 集> | 1 | ◆「2017エコロジーボランティア in みまた」の参加者を募集します
◆児童厚生員を募集します |
| <お知らせ> | 2 | ◆交通安全研修会を実施します
◆地域の安全のために、定期的に剪定を行いましょ <small>う</small>
◆暗い時間帯に散歩をするときは反射材を着用しましょ <small>う</small>
◆町内一斉清掃を実施します |
|  | 3 | ◆原子爆弾被爆者ががん検診を実施します
◆ごみ減量化講習会を開催します |
| | 4 | ◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します
◆障害者住宅改造費用の一部を助成します |
| | 5 | ◆マイナンバーカード・通知カードの受け取りをお願いします |
| <保健と福祉>
(子ども) | 6 | ◆任意予防接種費用を一部助成します |
| <保健と福祉>
(高齢者) | 7 | ◆麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種費用を助成します |
| | 8 | ◆後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します
◆後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について
◆8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります |
| <農林畜産業関連> | 9 | ◆水稻の病害虫防除を行います |
| <相 談> | | ◆「おもちゃ病院三股」を開設します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |

お詫びと訂正

◆「がん検診のご案内」ハガキの内容に誤りがありました

5月下旬に40歳以上の人に送付した「がん検診のご案内」はがきの内容に一部誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

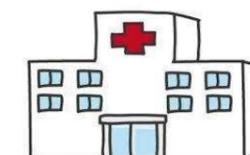
対象の皆様にはご迷惑をおかけしました。

<誤りの箇所>

三股町がん個別検診指定医療機関の中の電話番号

藤元総合病院附属総合健診センター

(誤) 25-7017 ⇒ (正) 22-7017



※お問い合わせは、

町健康管理センター ☎ : 52-8481

をお願いします。

募 集

◆ 「2017エコロジーボランティア in みまた」の参加者を募集します

今年で22回目になる「エコロジーボランティア in みまた」への参加者を募集します。「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。この活動への関心も年々高まりつつあり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷ではマナーを守らない釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ゴミを無くし、きれいで住みよいまちにするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる箇所がありましたらお知らせください。みんなでまちをきれいにしましょう。

■日 時＝8月27日（日） 午前6時30分～9時

■集合場所＝元気の杜広場（町総合福祉センター敷地内）

■参加者＝団体（民主・福祉・ボランティア）、個人など

■申込締切＝8月4日（金）

■主催＝町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会



※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会 ☎：52-1246 にお願ひします。

◆ 児童厚生員を募集します

町では、児童館・児童クラブで働く人を募集しています。

仕事内容は、昼間仕事などで保護者が家にいない小学校の児童に、放課後や土曜日、春・夏・冬休みなどの長期休業日に適切な遊びや交流の場を提供することです。

希望する人は履歴書を福祉課児童福祉係まで提出してください。

勤務時間	月曜日～金曜日	午後2時～6時 (小学校行事などで早出勤あり)
	土曜日・春休み・ 夏休み・冬休み	午前8時～午後6時 (早出・遅出あり、休憩1時間)
休日	週休2日（日曜日および交代で1日） 祝日・盆（8月13～15日） 年末年始（12月29日～1月3日）	
給与	年間100万円程度（社会保険なし）	
募集人員	2人	

■勤務地

町内の児童館・児童クラブ

※児童館・児童クラブ内での異動があります。

■応募条件

①子どもの指導ができる人。

②年齢は問いませんが、子どもと一緒に遊ぶ体力がある人。

※資格の有無は問いませんが、保育士または教諭の資格がある人、経験者を優先します。

※お申し込み・お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）にお願ひします。



◆ 交通安全運転研修会を実施します



第5地区（轟木、仮屋、大野、大八重）、第8地区（東原、稗田）の住民を対象に交通安全研修会を実施します。

三股交番所長を講師に招き、最近の交通情勢やさまざまな交通事故の事例を挙げて説明を受け、運転手が普段から気をつけておくべきことを学びますので、運転免許証を持っている人は、ぜひ受講してください。

たくさんの参加をお待ちしています。

期 日	時 間	場 所	対象地区
7月15日（土）	午後7時～	第5地区分館	轟木、仮屋 大野、大八重
7月17日（月）	午前10時～	第8地区分館	東原、稗田

※受け付けは、開始30分前から行います。

◆ 地域の安全のために、定期的に剪定を行いましょ

生垣や樹木がおい茂り、車道や歩道にはみ出している箇所が多く見られます。このような箇所は、道路の見通しを悪くしたり、車や歩行者の通行に支障となるだけでなく、交通事故につながる恐れもあります。

道路に張り出した生垣や庭木などが原因で交通事故が発生した場合、所有者が賠償責任を負うことがあります。

◆ 朝や夕方などの暗い時間帯に散歩をするときは、
事故防止のために反射材を着用しましょ

暗い時間帯の事故が増えています。

事故防止のために反射板を身に付けて出かけましょ。

※お問い合わせは、

都城地区交通安全協会 三股支部 事務局

（総務課 危機管理係 2階⑧番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。



◆ 町内一斉清掃を実施します

町内の一斉清掃を次のとおり実施します。快適な生活環境づくりのために、各自治公民館や各支部などで、お住まい周辺の清掃をお願いします。

町内一斉清掃：8月6日（日）

※雨天の場合は中止します。

〈搬入場所〉：一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）

〈搬入時間〉：午前7時～9時

※時間厳守をお願いします。やむを得ず搬入時間に間に合わなくなった場合は、一般廃棄物最終処分場まで連絡をしてください。

一般廃棄物最終処分場（クリーンヒルみまた）☎：52-5424

〈搬入できるごみ〉

- ・清掃で出た側溝の泥、火山灰、草、不燃物、剪定枝
- ☆分別して、直接搬入してください。※町役場では回収できません。
- ☆処分場内では係員の指示に従ってください。
- ☆持ち込める剪定枝は、枝の直径が10cm以下のものです。



※お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）

☎：52-9082（直通）をお願いします。

◆ 原子爆弾被爆者ががん検診を実施します

被爆者健康手帳や第一種健康診断受診者証を持っている人を対象としたがん検診を県内の11機関で実施します。

受診料は無料ですので、健康管理のために受診しましょう。

検診日は各機関で異なります。あらかじめ近くの保健所にお問い合わせください。

実施期間＝8月～12月

実施機関＝宮崎・延岡・日南の各県立病院、都城健康サービスセンター
小林市立病院、済生会日向病院、高千穂町国民健康保険病院
串間市民病院、国立病院機構宮崎病院、医療法人社団仁和会
竹内病院、宮崎医療生活協同組合宮崎生協病院



※お問い合わせは、

県庁健康増進課 ☎：0985-26-7079

または、

都城保健所 ☎：23-4504 にお願ひします。

◆ ごみ減量化講習会を開催します

環境保全への意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。

生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

期 日	8月25日(金)
時 間	午前10時～11時30分
場 所	町役場 4階 第1会議室
内 容	ごみ減量化、コンポストの使い方など
申し込み方法	電話または直接窓口でお申し込みください
申 込 期 限	7月28日(金)午後5時 <期限厳守> ※定数に達し次第、締め切ります。



※お申し込み・お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ⑩番窓口)

☎：52-9082(直通)にお願ひします。

◆ 生ごみ処理容器を無償で貸し出します



ごみ減量化と環境保全への意識を高めるために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする生ごみ処理容器を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境保全係までお申し込みください。

申し込み要件

1. 町内に住民票があり、現在も住んでいること。
2. 生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理できること。
3. 町が実施する講習会を受講すること。
4. 町から同一世帯で生ごみ処理機の補助を受けていないこと。
5. コンポスト容器を設置できる土地があること。
6. 生ごみ処理容器の使用状況などのアンケートに協力すること。

申し込み方法

「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項をご記入のうえ、環境水道課に申し込みください。

無償貸し出しは、コンポスト容器（屋外用）1個かボカシ容器（屋内用）2個以内のいずれかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器30個程度・ボカシ容器20個程度です。

コンポスト容器



ボカシ容器



※お申し込み・お問い合わせは、環境水道課 環境保全係（2階 ⑩番窓口）
☎：52-9082（直通）にお願いします。

◆ 障害者住宅改造費用の一部を助成します

在宅で日常生活を営むことに支障のある障害者がいる世帯に対し、より快適に生活できるように、住宅を改造する費用の一部を助成します。

■助成額＝上限20万円

■助成割合＝世帯の階層区分で助成割合が異なります。

- 生活保護世帯・・・100%
- 生計中心者の前年所得税が非課税である世帯・・・90%
- 生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下である世帯・・・60%

■対象世帯＝次の①～③の全ての要件を満たす人。

①町内に住所があり、次のいずれかに該当する人。

身体障害者 手帳	下肢・体幹・視覚障害者で1～3級の人
	上肢障害者で1～2級の人
	脳病変による運動機能障害者で1～3級の人 内部障害者で1～3級の人
療育手帳	療育手帳Aの交付を受けている人

②生計の中心となる人の前年の所得税課税年額が7万円以下であること。

③暴力団による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団、または暴力団関係者でないこと。

■受付期間＝平成30年1月31日（水）まで。

※ただし、着工前に申請を行い、平成30年2月28日までに完了する工事であること。

■申請のときに必要なもの＝

- ①工事見積書
- ②改造箇所の図面と写真
- ③印かん（認め印可）
- ④障害者手帳
- ⑤町税と県税の滞納がない証明書
- ⑥世帯の生計中心者の所得税額が確認できる書類（源泉徴収票など）

■助成の対象＝既存の居室、浴室、洗面所、便所、玄関、その他特に必要と認められる箇所。

※新築・増築は助成の対象となりません。また、過去にこの制度を利用した人は申請できません。

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）にお願いします。



◆ マイナンバーカード・通知カードの受け取りをお願いします

◎通知カードの受け取りをお願いします

平成27年10月からマイナンバー制度が始まり、国民全員に通知カードが郵送されました（白い封筒で世帯全員分が同封）。

本町では当初、平成27年11月17日から12月5日にかけて町内全域に配達され、不在などの理由で約1000通が郵便局から役場へ返戻されました。

返戻された通知カードについては受け取りに来るよう通知していますが、それでも受け取りに来ていない人には、1回目の通知後3カ月以上経過した後に2回目の通知を行っています。

平成29年5月31日現在、受け取りに来ていない通知カードが**104通**あり、その内、返戻されて**1年以上経過しているものが100通**となっています。

基本的に、通知カードは3カ月経過すれば廃棄できるとされていますが、これまで本町では死亡、転出以外の廃棄は行っていませんでした。

今後は、返戻されて**1年以上経過しているものは8月に廃棄**します。また、それ以外のものも、返戻されて2回目の通知を出しても3カ月以上受け取りが無い場合、**随時廃棄していきます**ので、**早めの受け取りをお願いします**。

受け取りは、同じ世帯員であれば、世帯主でなくても本人確認ができるもの（運転免許証など）と、印かんをお持ちになれば受け取ることができます。世帯員でない場合は、委任状が必要です。



【通知カードみほん】

◎マイナンバーカードの受け取りをお願いします

マイナンバーカードは、強制ではなく、作りたい人だけが申請するものです。本町では、平成29年5月31日現在で2,054人に通知しましたが、**まだ138人が受け取りに来ていない状況です。原則として本人でないと受け取ることができません。**入院、入所などで受け取ることができない場合は、町民保健課にご相談ください。

カードが役場に届いた人には、茶封筒で通知書などを送ります。封筒の中のはがきと印かん、通知カード、本人確認資料（免許証など）をお持ちください。

通知カード同様、3カ月経過すれば廃棄できるとされていますが、本町では、しばらくの間は廃棄しません。早めに受け取りに来ていただきますようお願いいたします。



【マイナンバーカードみほん】

本町では、マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票や印鑑証明書などの交付を受けることはできません。

※お問い合わせは、町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）

☎：52-9630（直通）をお願いします。

保健と福祉（子ども）

◆ 任意予防接種費用を一部助成します

町では、平成29年4月1日から、ロタウイルス胃腸炎・おたふくかぜの予防のため、**協力医療機関で受けるロタウイルスワクチン・おたふくかぜワクチン任意予防接種費用の一部を助成します。**「任意接種」とは、**予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の希望で接種するものです。**

助成額及び接種対象期間

ワクチン名	助成額	接種対象期間
ロタリックス	1万500円を2回	生後6週～生後24週0日
ロタテック	7,000円を3回	生後6週～生後32週0日
おたふくかぜワクチン	対象年齢で1回2,500円	1期：1歳～2歳の誕生日の前日 2期：5歳～7歳未満 (小学校就学前1年間)

○ロタウイルスワクチンを接種しましょう

《接種対象》

本年度の対象者：平成29年4月1日以降に生まれた子ども

《接種期間》

ロタリックス1価

生後6週から初回接種を開始し、2回目は4週間以上の間隔を空けて生後24週までに完了する。

ロタテック5価

生後6週から初回接種を開始し、2回目、3回目は4週間以上の間隔を空けて生後32週までに完了する。

※どちらのワクチンも1回目はなるべく生後14週6日までに受けましょう。

(ロタワクチンの場合は、生まれた日を0日として数えます)

※ロタウイルスワクチンは生ワクチンのため、接種後に4週間以上の間隔を空けなければ次のワクチンを接種できません。接種を希望する人は、早めにスケジュールを組んで、余裕を持って接種しましょう。

○おたふくかぜワクチンを接種しましょう

《接種期間・接種対象者》

1期＝1歳（生後12月以上）から2歳の誕生日の前日まで

本年度対象者：4月1日以降に満1歳になる子どもが対象

2期＝**接種できる期間：4月1日～平成30年3月31日**

本年度対象者：平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれ

※すでにおたふくかぜにかかった人、おたふくかぜワクチンを2回接種した人はおたふくかぜワクチンを受けません。



【任意予防接種協力医療機関】

平成29年4月現在

医療機関名	電話番号	ロタ ワクチン	おたふく かぜ	医療機関名	電話番号	ロタ ワクチン	おたふく かぜ
たけしたこども 医院	51-0005	○	○	城南 クリニック	26-3662	×	○
畠中小児科医院	52-6000	○	○	富田医院	23-4586	○	○
あきと内科 胃腸科	46-5500	×	○	はしぐち 小児科	24-5500	○	○
有馬医院	23-2610	○	○	原田医院	26-3330	○	○
海老原内科	64-1211	○	○	ふくしま クリニック	46-5001	○	○
沖水こども クリニック	27-5656	○	○	早水公園 クリニック	36-6117	○	○
仮屋医院	36-0521	○	○	政所医院	58-2171	○	○
共立医院	22-0213	○	○	柳田 クリニック	22-4862	○	○
久保原田中医院	22-7700	○	○	山内小児科 医院	22-0048	○	○
児玉小児科	25-5570	○	○				

※予約の電話をしてから受診してください。

【助成内容】

対象者＝予防接種の接種期間内で、接種当日、町内に住所登録があること。

接種場所＝任意予防接種協力医療機関(本町・都城市)で受けてください。

(他の医療機関で接種する場合には助成はありません)

助成額＝どのワクチンを受けても、各医療機関が定める接種料金がありますので、助成額を差し引いた金額を窓口でお支払いください。また、体調不良により診察のみで予防接種ができなかったときは、診察料の負担がある場合があります。予防接種の自己負担、診察のみの自己負担は医療機関で異なります。

【接種前の注意】

○接種は体調の良いときに受けることが原則です。気になることがある場合は、医師や町健康管理センターへご相談ください。

○医療機関に置いてある「**ロタワクチン・おたふくかぜワクチン接種の前にお読みください**」と書かれたリーフレットを必ずお読みください。

【接種後の注意】

○接種後30分は医療機関でお子さまの様子をみて、医療機関とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。

○接種後、数日たって異常な症状、気になる症状がみられた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

○次に受ける別の予防接種までの間隔は、27日以上です。

任意予防接種の副反応で、生活に支障が出るような健康被害などが生じた場合には、救済制度があります。気になる症状が発生した場合には、主治医または町健康管理センターへご相談ください。

※お問い合わせは、町健康管理センター ☎：52-8481 にお願ひします。



◆ 麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種費用を助成します

麻しん風しん混合ワクチンの供給不足で、定期の期間に予防接種を受けられなかった子どもに対して、期間を限定して任意予防接種費用を助成します。

※「任意接種」とは、予防接種法に基づかない予防接種で、保護者の希望で接種するものです。

1. 対象者と接種期限

対象者・・・町内に住んでいる子ども		接種期限
1期	平成26年10月1日～平成28年3月31日に生まれた人	平成30年3月31日まで (平成29年度限り)
2期	平成29年度小学1年生	

2. 接種料＝予防接種の費用は無料です。ただし、接種期限を過ぎると全額自己負担となります。また、体調不良で予防接種ができなかった場合は、診察料の負担がある場合があります。

※本町・都城市の(任意)麻しん風しん混合ワクチン予防接種協力医療機関以外で予防接種を受けた場合は助成はありません。

3. 準備するもの＝母子健康手帳

4. (任意)麻しん風しん混合ワクチン予防接種の町内の協力医療機関

たけしたこども医院 51-0005	とまり内科外科胃腸科医院 52-1135
畠中小児科医院 52-6000	
都城市の協力医療機関でも受けられます。	

※接種の際は、事前に医療機関へ連絡してから受診しましょう。

任意予防接種の副反応で、生活に支障が出るような健康被害などが生じた場合の救済制度があります。気になる症状が発生した場合には、主治医または町健康管理センターへご相談ください。

※お問い合わせは、町健康管理センター ☎：52-8481 にお願ひします。

保健と福祉（高齢者）

◆ 後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

【保険料の計算方法】

被保険者全員が同じ額を負担する「均等割額」	＝個人単位で計算
+	
被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」	

計算結果は「後期高齢者医療保険料額決定通知書」で7月中にお知らせします。

詳しくは、通知書に同封して送付する「後期高齢者医療のしおり」をご覧ください。

【保険料の納め方】

「年金からの差し引き」「口座振替」「納付書」のいずれかの方法になります。

保険料を「年金からの差し引き」により納付している人で、「口座振替」に変更したい場合は、お問い合わせください（「納付書による納付」への変更はできません）。

「納付書」で納付する場合、納め忘れによる未納が発生してしまうことがあります。納め忘れを防ぐため、口座振替の手続きをお勧めします。

また、コンビニエンスストアでも納付できるようになりました。曜日や時間に関係なく納めることができますので、ご利用ください。



※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）にお願ひします。

◆ 後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、引き続き平成29年度も対象になる人には、7月下旬までに新しい認定証を送付します。

限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていない人で、入院などで認定証が必要な人は、まずは該当するかどうかを電話でお問い合わせください。該当する場合、申請を行うことで認定証を発行します。

限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人は・・・

- ①医療機関での支払いの際に提示することで、支払いが限度額までで済みます。
- ②入院の際に提示することで、入院時の食事代が減額されます。

《 注 意 》

◎標準負担額減額の適用は、申請のあった月の初日からとなります。

(例)平成28年度に認定証の交付を受けていない人が7月15日に申請をした場合・・・

平成29年7月1日適用で平成29年7月31日まで有効の減額認定証と平成29年8月1日適用で平成30年7月31日まで有効の減額認定証が発行されます。

◎限度額適用・標準負担額減額認定証は、町県民税（住民税）非課税世帯に限り交付されます。

《 申請に必要なもの 》

- ・後期高齢者医療の被保険者証・マイナンバーが分かるもの
- ・印かん（認め印可）

*町国民健康保険の限度額認定証の更新は8月1日から受け付け
できます。ご注意ください。

◆ 8月1日から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります

- ・新しい被保険者証は ^{だいたい} 橙色（オレンジ色）になります。※7月31日までの被保険者証は水色です。
- ・新しい被保険者証は、7月下旬までにご本人宛に郵送します。
- ・新しい被保険者証が届いたら、住所・氏名・生年月日をご確認ください。
- ・被保険者証は、無くさないように大切に保管してください。
- ・新しい被保険者証の有効期限は平成30年7月31日です。
ただし、保険料の滞納がある人には有効期限の短い被保険者証（短期証）が交付される場合があります。短期証の交付対象となっている人には、事前に納付相談の手紙を送付していますので、早めにご相談ください。



※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係

後期高齢者医療担当（1階 ③番窓口）

☎：52-9632（直通）にお願いします。

◆ 水稻の病害虫防除を行います

今年度の水稻の病害虫防除（無人ヘリによる農薬散布）を次のとおり行います。地域の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解の上、ご協力をよろしくお願ひします。

○実施時期

場 所		長田地区	梶山地区	その他の地区
実施日時	1回目	7/15 (土)	7/22 (土)	7/27 (木)
	2回目	8/16 (水)	8/23 (水)	8/29 (火)

※天候などで日程が変更になる場合があります。

※散布中は危険ですので、機体の周り20m以内には近づかないようにしましょう。

※露地野菜や出荷前のかんしょなどに隣接する水田や農地は、ドリフト（飛散）防止のため、粒剤などによる個人防除での対応をお願いします。

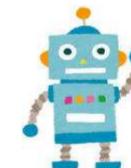
※また、施設園芸やハウスや住宅などに隣接する水田や農地は、原則として散布できません。ただし、散布時にハウスを閉めきるなどの対応で、当事者間の合意が得られた場合のみ散布が可能です。



※お問い合わせは、

J A（都城農業協同組合）三股支所・営農経済課

☎：52-1122 にお願ひします。



◆ 「おもちゃ病院三股」 を開設します

期 日	7月15日（土） 毎月第3土曜日
時 間	・開 院 午後1時～5時ごろ ※受け付けは午後3時までにお願ひします。
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
注意事項	・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物については、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・AC電源で作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

※お問い合わせは、

代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
増田親忠 携帯：090-1926-8783 にお願ひします。



◆ 「ふれあい福祉相談」 を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について、相談を受け付けています。

また、電話での相談も行います。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお願ひします。

